

受 令和 5 年 8 月 25 日
付 午前・午後 4 時 56 分

一般質問（代表 個人） 通告書

令和 5 年 8 月 25 日

尾張旭市議会議長 殿

氏 名 榊原利宏

尾張旭市議会会議規則第 50 条第 1 項の規定により 9 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1 回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとの一問一答
○	1 回目から 質問事項（大項目）ごとの一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質 問 事 項 No. <u> 1-1 </u>	加齢性難聴の補聴器の購入費助成について
要 旨	<p>我が会派は加齢性難聴の人の補聴器購入の負担軽減のために補助制度を求めている。今回の質問は2年前の6月議会の川村つよし議員への答弁を踏まえて質問する。</p> <p>(1) 「あたまの元気まる」や介護保険のチェックリストのチェック項目に聞こえづらさを入れることについて</p> <p>ア 難聴高齢者の実態把握の取組について</p> <p>川村議員への答弁では、加齢性難聴の早期予防・実態把握と聴力検査について、「難聴の高齢者の耳鼻咽喉科への受診に対する意識啓発については、平成30年度尾張旭市健康講座において「聞こえとも忘れの気になる関係」というテーマで耳鼻咽喉科の医師の講演で、気になるときは早めに耳鼻咽喉科に、と講演を一度行ったこと。</p> <p>また、軽度認知障がいチェックテスト「あたまの元気まる」の受検や窓口での相談などで聴力の低下が認められた方には、個別に耳鼻咽喉科への受診を勧めていること、は行っているが、この意識啓発による効果などについての調査は行っていない」としている。</p> <p>実は、自治体が難聴高齢者を把握する取組がどれだけやられているかの、全国調査『自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究』(令和3年3月 PwCコンサルティング合同会社、令和2年度老人保健健康増進等事業)が令和2年12月中旬から令和3年2月にかけて行われた。1741自治体のうち940自治体が回答している。結論から言うと、「地域の通いの場等での難聴高齢者の把握を行っている自治体は2自治体2.2%」しかなく、実施していない919自治体の実施していない理由は、複数回答で多い順に、「住民からの具体的な要望がない」656自治体70.1%、「法令等の裏付けがない」513自治体54.8%、「通いの場での難聴の把握を依頼できる機関がない（体制を整えられない）」369自治体39.4%となっている。この調査に本市はどうかは、知らないが、本市は難聴高齢者を把握する取組を実施していない。</p> <p>65歳以上の難聴高齢者は全国で約1655万人との推計もあり全人口約1億2500万人の約13%、本市でもざっと1万人となる。数値の把握ではなく、難聴高齢者の早期発見及びQOL維持向上のために、実態把握の取組をされてはどうか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-2	加齢性難聴の補聴器の購入費助成について
要 旨	<p>イ 「あたまの元気まる」と介護保険チェックリストに聞こえづらさの項目を入れることについて</p> <p>川村議員への答弁では、「あたまの元気まる」において、「受検や窓口での相談などで聴力の低下が認められた方」には耳鼻咽喉科の受診を勧めるということだが、「あたまの元気まる」のチェック項目に「聞こえづらさ」はない。ところが大分県では、「フレイルチェックシート」において「聞こえ」のチェック欄がある。「高齢者自身の身体・生活状況を振り返り、生活機能の低下のおそれがある高齢者を地域の通いの場等にて早期に発見し、自助・互助のなかで生活機能の低下を予防」を目的にしている。</p> <p>大分県では、介護保険のチェックリストについても。一般的には、「聞こえづらさ」の項目がないため、「聞こえ」の項目を追加した。</p> <p>本市でも、本人の気づきと耳鼻科医へつなぐように、あたまの元気まるのチェックや介護保険のチェックリストに聞こえづらさの項目を入れてはどうか。</p> <p>(2) 聴力検診を市の独自の健診に加えることについて</p> <p>先の全国調査では、自治体において65歳以上の高齢者を対象とした聴力検診を実施している自治体は4自治体しかない。実施していない、と回答した自治体は936あり、回答した自治体の中でもわずか0.4%である。なぜ、そうなっているのか、というと（以下複数回答）「住民からの具体的な要望がない」592自治体63.2%、「聴力検診を依頼できる機関がない（体制を整えられない）」339自治体36.2%、「法令等の裏付けがない」623自治体66.6%となっている。</p> <p>尾張旭市では今、補聴器購入の補助制度を求める住民運動が始まっており、聴力検診の実施を求め、署名運動の要望項目に入れている。「住民からの具体的な要望がない」という理由は、本市では該当しなくなる。実施には、耳鼻咽喉科の医院の協力が必要であり、瀬戸旭医師会とタイアップすることが求められる。</p> <p>聴力検診は組合健保などの被用者保険の健康診査では行われている。労働衛生安全法に基づいて行われているためである。ところが、国保の特定健診は高齢者の医療の確保に関する法律に基づいており、特定健康診査の中に聴力検診はない。先ほど紹介の調査のなかで「法令等の裏付けがない」との回答は、こういうことである。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. 1-3	加齢性難聴の補聴器の購入費助成について
要 旨	<p>そういうなかで、金沢市は金沢市医師会に委託して市の検診事業に加えて聴力検診を実施している。お勤めでない65歳から74歳の人で前年度未受診で「健康診査受診券」持参の方である。検診料金は500円。本市でも実施検討を求めるがどうか。</p> <p>(3) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の加齢性難聴についての認識について 川村議員への答弁では、「難聴は、国の認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランにおいて、高血圧や糖尿病などと並ぶ認知症の危険因子とされているが、認知症は、いまだ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療や予防法は十分に確立されていないことから、国では認知症施策推進大綱において難聴などの危険因子に対する予防介入研究を進めているところであり、今後認知症の予防介入研究の成果などについて情報収集に努める」と答えている。これが補聴器購入助成を行わない理由となっているのだが、全国で120以上の自治体が助成制度を導入しており、いい加減やめたほうがいい。日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会のホームページには、加齢性難聴は内耳、蝸牛神経、脳の問題で起こる「感音難聴」と呼ばれるもので、「感音難聴は補聴器を装用することが大切である」と明言している。エビデンスうんぬんの問題ですが、学会のこの主張を尊重すべきと考えるがいかがか。</p> <p>(4) 補聴器の購入費助成について 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会は加齢性難聴については、「現在は治療は困難ですが、補聴器で聞こえを補うことで、認知症予防、生活の質を改善させることができます」と明言している。補聴器の購入費助成制度を検討すべきではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2-1</u>	中学校部活動の地域移行について
要 旨	<p>(1) 地域移行の目的について</p> <p>本市は、スポーツ庁・文化庁の検討会議の提言などを受け休日部活動を地域移行していく検討を進めている。本市は、部活動の地域連携・移行について、「子どもたちが将来にわたって、様々な活動を体験する機会や環境を整えること」と市民に案内しているが、視察した埼玉県白岡市は、地域移行の目的は教員の負担軽減と、子供たちに質の高い部活動指導を行う事を目指すこの2点だと明言している。改めて、本市ではどのように考えているのか。</p> <p>(2) 現時点での部活動の顧問について</p> <p>ア 顧問の人数について</p> <p>本市の3中学校の教員の中で、顧問をしている方は、何人いるのか。</p> <p>イ 地域移行の意向調査について</p> <p>教員の働き方改革で、部活動の負担軽減を目指せば、顧問の数は減少していくと思われる。福祉文教委員会で視察した埼玉県白岡市では、教員の休日の部活動について意向をアンケート調査した。結果を多い順に紹介すると、「種目等を自由に選択できるのであれば、休日も指導したい」44.4%、「種目等に関わらず。休日は指導したくない」33.3%、「休日も引き続き、指導したい」22.2%。この22.2%のうち適切な指導ができる人は、地域クラブ活動で兼職兼業ができる人としている。平日だけならいい人、全くやりたくない人、それぞれの希望通りになるように設計されている。本市では、教員のみなさんに、「地域移行するときに関わってくれますか」との希望・意向調査をやっておられる。結果はどうであったか。</p> <p>(3) 部活動指導員、部活動外部講師について</p> <p>今年度の部活動指導員は7名、部活動外部講師は26名、合計33名です。昨年度の部活動指導員9名、部活動外部講師18名、合計27名より6名増えている。さらに、2019年度は部活動指導員6名、部活動外部講師13名、合計19名で総数では14名の増加である。(昨年9月議会での安田議員質問より)</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2-2</u>	中学校部活動の地域移行について
要 旨	<p>ア 部活動指導員の状況について 総数では増加しているが、部活動指導員は増えていない。何か原因があるのか。また、部活動指導員9名のうち、土日も指導できる方は何人か。</p> <p>イ 部活動外部講師について 部活動外部講師は増加しているが、詳細を見ると一つのクラブで6名、7名のところがある。部活動外部講師の採用の基準や考え方はどのようにでしょうか。</p> <p>ウ 質の確保について 部活動指導員の質の確保で、現在、研修などはやっているのか。</p> <p>エ 部活動指導員、部活動外部講師の生計維持について スポーツ庁・文化庁の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、部活動は平日で最大3日、土日はいずれか1日です。活動時間は平日2時間程度、土日は3時間程度である。白岡市では時給2000円、原則1日3時間以内である。率直に言うと、部活動指導員の仕事だけで生計を維持することはできない。他にも仕事をしないといけないと思うが、部活動指導員や部活動外部講師のみなさんの状況はどうなのか。</p> <p>(4) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体について 運営団体については、国のガイドラインによれば、①市区町村が運営団体となり、社団法人やNPO法人を設立して、スポーツ・文化団体などと連携して指導者を派遣する。②総合型地域スポーツクラブなど多様な団体が運営団体・実施主体となり、その活動に中学生が参加する、といている。①の形態が好ましいのかと思われるが、実際にやっている自治体を知らない。福祉文教委員会で視察した埼玉県白岡市ではスポーツデータバンク株式会社という民間事業者が運営団体になっていました。本市は今、運営団体についてどのように考えているのか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2-3</u>	中学校部活動の地域移行について
要 旨	<p>(5) 合同部活動について</p> <p>それぞれの学校には囲碁部とか、弓道部とか、その1校にしかない部活動があります。例えばこういう部活動は合同にするとか、3校合同の部活動についての検討状況はどうか。</p> <p>(6) 受益者負担について</p> <p>ア 受益者負担発生の理由について</p> <p>なぜ受益者負担が必要になるのか。それは、土日の生徒だけか。部活参加の登録はどうするのか。</p> <p>イ 就学援助の適用や無償化について</p> <p>教員のサービス労働で顧問を土日もやっていた頃は受益者負担がない。これまでは、本来の人件費を国県市が負担すべきところしてこなかった。今回、国県市が部活動指導員の人件費を負担すると考えればよい。白岡市は就学援助の対象にするようだ。本市も就学援助の対象とするのか。</p> <p>「学校教育の一環として、教育課程との関連」があるべき部活動であれば無償にするべきではないか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。